

令和 4 年 度

東六間川・興除用水施設管理協議会  
東西半郷用水施設管理協議会  
決 算 審 査 意 見 書

倉 敷 市 監 査 委 員

監 第 3 9 号  
令和 5 年 8 月 3 日

倉 敷 市 長  
伊 東 香 織 様

倉敷市監査委員 井 上 計 二  
倉敷市監査委員 濱 田 弘  
倉敷市監査委員 三 村 英 世  
倉敷市監査委員 塩 津 孝 明

令和 4 年度東六間川・興除用水施設管理協議会及び東西半郷用水施設管理協議会決算  
審査意見について

東六間川・興除用水施設管理協議会規約第 2 9 条第 2 項及び東西半郷用水施設管理協  
議会規約第 2 9 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 4 年度東六間川・興除用水  
施設管理協議会及び東西半郷用水施設管理協議会の決算書及び証書類等を審査した結  
果、その意見は、次のとおりである。

# 目 次

第1	審 査 の 対 象	1
第2	審査の実施場所及び期間	1
第3	審査の着眼点及び方法	1
第4	審 査 の 結 果	1

## 審査の概要と意見

### 東六間川・興除用水施設管理協議会

1	決 算 収 支	2
2	歳 入	2
3	歳 出	3
4	廃止に伴う事務について	4
5	意 見	4

### 東西半郷用水施設管理協議会

1	決 算 収 支	5
2	歳 入	5
3	歳 出	6
4	廃止に伴う事務について	6
5	意 見	7

(注)

- 1 文中の金額は、原則として万円単位で表示した。
- 2 金額は、単位未満を切り捨てた。このため、差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 3 比率「%」、平均及び単位当たりの数値は、特に必要がある場合を除き、表示単位未満を四捨五入した。このため、歳出予算の執行率のように 100%を超えることがない場合でも 100.0%と表示されることがある。また、計数が一致しない場合がある。
- 4 ポイントとは、パーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。
- 5 増減率とは、当年度と前年度の差額を、前年度の額の絶対値で除したものを百分率で表示したものである。
- 6 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」 . . . . . 該当数値がないもの、算出不能又は無意味なもの
  - 「△」 . . . . . 負数又は減数
  - 「皆増」 . . . . . 比率の対象となる該当数値がないもの又は「0」から増加したもの
  - 「皆減」 . . . . . 比率の対象となる該当数値がなくなったもの又は減少して「0」となったもの

この決算審査は、地方自治法第252条の2の2第2項の規定に基づく法定協議会である東六間川・興除用水施設管理協議会及び東西半郷用水施設管理協議会の廃止に伴い令和5年3月31日をもって打ち切られた令和4年度決算について、東六間川・興除用水施設管理協議会規約第29条第2項及び東西半郷用水施設管理協議会規約第29条第2項の規定により、倉敷市長から倉敷市監査委員の審査に付されたものである。

## **第1 審査の対象**

令和4年度東六間川・興除用水施設管理協議会歳入歳出決算書

令和4年度東六間川・興除用水施設管理協議会歳入歳出決算事項別明細書

令和4年度東西半郷用水施設管理協議会歳入歳出決算書

令和4年度東西半郷用水施設管理協議会歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

その他上記会計決算に関する証書類

## **第2 審査の実施場所及び期間**

監査委員室

令和5年7月7日から令和5年8月3日まで

## **第3 審査の着眼点及び方法**

決算審査に当たっては、倉敷市監査基準に準拠し、提出された決算書及び附属書類が地方自治法その他関係法令等に適合して作成され、予算の執行及び会計処理が適正であるかどうかを関係書類と照合審査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど、一般に公正妥当と認められる審査手続きにより実施した。併せて、廃止に伴う事務手続きについても、同様に実施した。

## **第4 審査の結果**

決算書及び附属書類は、いずれも関係法令等に適合して作成されており、証書類と照合審査した結果、予算の執行及び会計処理は概ね適正であると認めた。

審査の概要と意見は次のとおりである。

## 東六間川・興除用水施設管理協議会

### 1 決算収支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	3,346,800	3,346,800	0	0
歳 入 決 算 額	3,575,463	3,554,425	21,038	0.6
歳 出 決 算 額	3,313,675	3,166,771	146,904	4.6
歳入歳出差引額	261,788	387,654	△125,866	△32.5

歳入決算額は 357 万円、歳出決算額は 331 万円で、前年度に比べ歳入で 2 万円 (0.6%)、歳出で 14 万円 (4.6%) といずれも増加している。歳入歳出差引額は 26 万円である。

### 2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	3,346,800	3,608,163	3,575,463	106.8	99.1
3 年 度	3,346,800	3,554,425	3,554,425	106.2	100
対前年度増減	0	53,738	21,038	0.6	△0.9
増 減 率	0	1.5	0.6	—	—

収入済額は 357 万円で、前年度に比べ 2 万円 (0.6%) の増加となっている。予算現額に対する収入済額の割合は 106.8%、調定額に対する収入済額の割合は 99.1%となっている。

#### (1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	金 額	増減率
分担金及び負担金	3,089,690	86.4	3,175,290	89.3	△85,600	△2.7
諸 収 入	19	0.0	18	0.0	1	5.6
繰 越 金	387,654	10.8	247,604	7.0	140,050	56.6
県 支 出 金	98,100	2.8	130,800	3.7	△32,700	△25
雑 入	0	0	713	0.0	△713	皆減
合 計	3,575,463	100	3,554,425	100	21,038	0.6

収入済額 357 万円は、分担金及び負担金 308 万円 (86.4%)、繰越金 38 万円 (10.8%)、県支出金 9 万円 (2.8%) である。

分担金及び負担金 308 万円の内訳は、岡山市負担金 154 万円、倉敷市負担金 154 万円となっており、前年度に比べ 8 万円 (2.7%) の減少となっている。

繰越金は、前年度に比べ 14 万円 (56.6%) の増加となっている。

県支出金は、前年度に比べ 3 万円 (25%) の減少となっている。

### 3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	不用率
4 年 度	3,346,800	3,313,675	99.0	33,125	1.0
3 年 度	3,346,800	3,166,771	94.6	180,029	5.4
対前年度増減	0	146,904	4.4	△146,904	△4.4
増 減 率	0	4.6	—	△81.6	—

支出済額は 331 万円で、前年度に比べ 14 万円 (4.6%) の増加となっている。執行率は 99.0% で、前年度に比べ 4.4 ポイント上昇している。

不用額は 3 万円で、前年度に比べ 14 万円 (81.6%) の減少となっており、予算現額に対する割合は 1.0% で、前年度に比べ 4.4 ポイント低下している。

#### (1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	金 額	増減率
農林水産業費	3,313,675	100	3,166,771	100	146,904	4.6
合 計	3,313,675	100	3,166,771	100	146,904	4.6

支出済額 331 万円は、農林水産業費 331 万円 (100%) である。

農林水産業費は、前年度に比べ 14 万円 (4.6%) の増加となっている。

#### 4 廃止に伴う事務について

##### (1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 261,788 円については、法定協議会「足守川水系用水施設管理協議会」(以下「新協議会」という。)に引き継がれていた。

##### (2) 官公庁への届出について

「東六間川・興除用水施設管理協議会の廃止届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付)が岡山県知事あてに提出されていた。

##### (3) 構成団体の協議書について

廃止に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

「東六間川・興除用水施設管理協議会の廃止に関する協議書」(令和 4 年 12 月 28 日)

#### 5 意 見

東六間川・興除用水施設管理協議会は、東六間川・興除用水施設に関する事務を共同して管理・執行することを目的として、昭和 46 年に岡山市及び倉敷市により設立された法定協議会である。

長年にわたり東六間川・興除用水にかかる水利に関する事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、令和 5 年 4 月 1 日に新協議会が設立されることに伴い、令和 5 年 3 月 31 日をもって廃止した。

廃止後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。



## 東西半郷用水施設管理協議会

### 1 決算収支

決算収支状況は、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度	3 年 度	対前年度増減	増減率
予 算 現 額	1,795,388	1,726,177	69,211	4.0
歳 入 決 算 額	1,795,388	1,726,177	69,211	4.0
歳 出 決 算 額	740,800	740,800	0	0
歳入歳出差引額	1,054,588	985,377	69,211	7.0

歳入決算額は 179 万円、歳出決算額は 74 万円で、前年度に比べ歳入で 6 万円 (4.0%) 増加し、歳出は同じである。歳入歳出差引額は 105 万円である。

### 2 歳 入

予算現額に対する調定額及び収入済額は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額		
			金 額	執行率	収入率
4 年 度	1,795,388	1,795,388	1,795,388	100	100
3 年 度	1,726,177	1,726,177	1,726,177	100	100
対前年度増減	69,211	69,211	69,211	0	0
増 減 率	4.0	4.0	4.0	—	—

収入済額は 179 万円で、前年度に比べ 6 万円 (4.0%) の増加となっている。予算現額に対する収入済額の割合は 100%、調定額に対する収入済額の割合は 100%となっている。

#### (1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	収入済額	構成比率	収入済額	構成比率	金 額	増減率
補助金及び負担金	810,000	45.1	810,000	46.9	0	0
雑 収 入	11	0.0	11	0.0	0	0
繰 越 金	985,377	54.9	916,166	53.1	69,211	7.6
合 計	1,795,388	100	1,726,177	100	69,211	4.0

収入済額 179 万円は、繰越金 98 万円 (54.9%)、補助金及び負担金 81 万円 (45.1%) である。

繰越金は、前年度に比べ 6 万円 (7.6%) の増加となっている。

補助金及び負担金 81 万円の内訳は、岡山市負担金 54 万円、倉敷市負担金 27 万円である。

### 3 歳 出

予算現額に対する執行状況は、次のとおりである。

(単位：円、%、ポイント)

区 分	予算現額	支出済額	執行率	不 用 額	不用率
4 年 度	1,795,388	740,800	41.3	1,054,588	58.7
3 年 度	1,726,177	740,800	42.9	985,377	57.1
対前年度増減	69,211	0	△1.6	69,211	1.6
増 減 率	4.0	0	—	7.0	—

支出済額は 74 万円で、前年度と同じである。執行率は 41.3%で、前年度に比べ 1.6 ポイント低下している。

不用額は 105 万円で、前年度に比べ 6 万円 (7.0%) の増加となっており、予算現額に対する割合は 58.7%で、前年度に比べ 1.6 ポイント上昇している。

#### (1) 款別決算状況

各款別の決算状況は、次のとおりである。

(単位：円、%)

区 分	4 年 度		3 年 度		対前年度増減	
	支出済額	構成比率	支出済額	構成比率	金 額	増減率
事 業 費	740,800	100	740,800	100	0	0
合 計	740,800	100	740,800	100	0	0

支出済額 74 万円は、事業費である。

### 4 廃止に伴う事務について

#### (1) 預金の引継ぎについて

3 月末日の預金残高 1,054,588 円については、新協議会に引き継がれていた。

#### (2) 官公庁への届出について

「東西半郷用水施設管理協議会の廃止届出書について」(令和 5 年 1 月 17 日付) が岡山県知

事あてに提出されていた。

(3) 構成団体の協議書について

廃止に伴い取り交わされた協議書は次のとおりである。

「東西半郷用水施設管理協議会の廃止に関する協議書」（令和4年12月28日）

## 5 意 見

東西半郷用水施設管理協議会は、東西半郷用水施設に関する事務を共同して管理・執行することを目的として、昭和46年に岡山市及び倉敷市により設立された法定協議会である。

長年にわたり東西半郷用水にかかる水利に関する事務の共同処理を行ってきたが、組織再編により、令和5年4月1日に新協議会が設立されることに伴い、令和5年3月31日をもって廃止した。

廃止後は、新協議会の構成員である岡山市及び倉敷市に対して、引き続き農業用水の安定供給を図るため、十分な事務継承を行い、農業水利施設の適正な維持管理に努めることを期待するものである。